



Title	淮南王国の八十年：英布より劉長、劉安へ
Author(s)	有馬, 卓也
Citation	中国研究集刊. 1999, 25, p. 21-42
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60866
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

淮南王國の八十年

——英布より劉長、劉安へ——

有馬卓也

序

高祖から武帝へと至る前漢初期は、政治・文化・思想・經濟など、あらゆる場面の諸問題が重層的に絡み合いながら展開していった時代であった。これまでも再三に渡って論じられてきた郡県・封建問題、皇帝の位置づけとその理想的在り方に関する問題^{〔注1〕}、反秦論の推移に関する問題、対諸侯王問題^{〔注2〕}、黄老思想の問題^{〔注3〕}などがそれにあたる。

筆者はこれまで『淮南子』の内部構造を政治思想を中心に論じてきたが、劉安が実際の統治の現場に対してどれほどの思いがあつて『淮南子』を編纂したか、という大きな問題は棚上げしたままでいる^{〔注4〕}。これは劉安が生きた当時のパラダイムが、どのような変動を見せ始めていたのか、という問題と絡んでくる。とりわけ武帝期

はさまざまな点に於てエポックメイキングな時期であつた。しかしながらその徴候は、劉安の父劉長の時代、すなわち恵帝高后期を凌駕せんとする文帝期^{〔注5〕}、及び劉安の若かりし景帝期を経た漢帝国自体の過渡期を前提としている。『史記』が「漢定まりて百年の間、親属益ます疎く、諸侯或ひは驕奢にして、邪臣の計謀に怙^{なま}ひて淫乱を為し、大なる者は叛逆し、小なる者は法に軌^{ちが}はず、以て其の命を危くし、身を殞^{おと}して国を亡ぼす」(『史記』漢興以来諸侯王年表)と述べるように、この時期を対諸侯王問題の模索期として総括することもできる。とすれば、この前漢初期という一時代を、一諸侯国の側から見つめ直すことも決して無意味なことではあるまい。特にその対象が一方の文化の中核であつた淮南王國であれば、その結実である『淮南子』と共に再考することは、ある程度の成果が期待できよう。

さて、英布・劉長・劉喜・劉安が王であつた淮南国の八十年余りは、まさに前漢初期の皇帝たちと密接に絡み合ひながら積み重ねられていった。さまざまな問題を抱えながら漢帝国のあり方を模索していた高祖から武帝へと至る漢代初期の八十年間、淮南王国は火藥庫であり続けた。本稿は、英布・劉長・劉安という三人を中心に淮南王国の八十年を整理することを第一目的とする。そして、その浮沈を追うことによつて淮南国を、引いては漢初期が抱えていた諸問題を、また『淮南子』が生み出された土壌を考えるための手がかりを得ようとするものである。

一 英布

初代淮南王英布はもともと六^{ろく}の生まれであつたから、淮南は出身地ということになる。漢楚抗争の間、当初は専ら項羽の下、当陽君として武勲で知られている。『史記』『漢』をひもとけば、「布、数しば少を以て衆を敗る」(『史記』英布伝)、「功、諸侯に冠たり」(『史記』英布伝贊)、「布は常に冠軍たり」「布は前峰たり」(『漢書』英布伝)などがあり、彼が常に先頭に立つて戦い、功績を挙げていることがわかる。項羽が咸陽入りできたのも英布の功績によると言つても過言ではない。そして、「項羽、諸將

を封じ、布を立てて九江王と爲し、六^{ろく}に都せしむ」(『漢書』英布伝)とあるように、項羽自身、英布を評価し故郷に都させている。また、後に英布が項羽の命に応じなくなつた時にも「項王、……与する所の者は独り布のみにして、又其の材を多とし、之を親用せんと欲す。以て故に未だ撃たず」(『漢書』英布伝)とあり、英布の軍人としての才はなみなみならぬものがあつたことがわかる。そこへ劉邦の使者随何があらわれ淮南の土地を領有させることを条件に漢軍へと寝返させるのである。その際、劉邦に英布を推薦したのは張良^注であり、劉邦の「誰か与に功を共にすべき者ぞ」との問いに対し、

九江王布は、楚の梟將なるも、項王と隙あり。彭越は齊王田榮と梁の地に反す。此の兩人、急に使すべし。……(『漢書』張良伝)

と答えている。司馬遷も「卒に楚を破る者は、此の三人(黥布・彭越・韓信)の力なり」(『史記』留侯世家)と記している通り、彼は「天下の猛將にして善く兵を用ふ」(『史記』留侯世家)る人物であつた。

事実、高祖四年、劉邦もすぐに彼を九江に盧江・衡山・豫章を加えた淮南王としている(『漢書』英布伝)。この後、十一年に至るまでは『史記』『漢』ともに朝見の記述のみにとどまる。

六年、陳に朝す。七年、洛陽に朝す。九年、長安に朝す。『漢書』英布伝)

そして高祖十一年、韓信・彭越が誅された際、それが自分にも及ぶことを恐れた彼は、「刻廉剛直、行は苟も合せず、義は容れらるるを取らず」(『漢書』朱建伝)と評された忠臣朱建の反対を無視してついに謀反を起こすに至る。高祖が対処案を問うた際、汝陰侯滕公の客薛公が英布の起こし得る手だてを上計・中計・下計の三つに分析し、結局は下計に出るであろうとする。その理由が、

布は故驪山の徒なり。万乗の主に致すも、此皆身の為にして、後を顧みて百姓・万世の為に慮る者ならざるなり。(『漢書』英布伝)

というものである。事実、英布は後に戦いに臨むにあたって「上老ひ、兵を厭ふ。必ず来るあたはず、諸將を使せん。諸將、独り淮陰・彭越を患ふるも、今已に死す。余は畏るるに足らず」「帝と為らんと欲するのみ」(『漢書』英布伝)と言うばかりで、謀反後のビジョンがあるわけではなかった。結局は山東を領有できるであろう上計はとらず、薛公の言う下計の策にでてしまう。高祖十一年、ここに所謂高祖集団を形成していた異姓諸侯王たちは、長沙の成王臣を残して一掃されたことになる(注3)。中でも、英布の淮南王国は、韓信・彭越とともに、与し難き

諸侯国の一つとして朝廷の目に映ったことは想像に難くない。英布謀反と共に劉長を淮南国王に据えるという、対応の早さもその一証となろう。

さて、英布の謀反より遡ること三年。高祖七年十二月、韓王信を討伐した高祖は趙に立ち寄る。

十二月、上、還りて趙を過る。趙王を礼せず。(『漢書』高帝紀下)

趙王とは張耳の子敖であり、高祖五年に父張耳が没したのを受けて王となっている。そしてほぼ同時期、劉邦は娘の魯元公主を張敖に嫁がせているから彼は義理の息子にあたる。また張敖と魯元公主との間に生まれた娘が恵帝に嫁いでいる(『史記』外戚世家)から、両家の関係はかなり緊密であつたと言えよう。ここに言う「趙王を礼せ」ざる行動については、『漢書』張耳伝に詳しい記述がある。

高祖、平城より趙を過る。趙王旦暮に自ら食を上す。礼甚だ卑しく、子胥の礼あり。高祖、箕踞罵詈して、甚だ之を慢る。(『漢書』張耳伝)

この行動について改めて考えてみると、高祖は韓王信を討伐した後であり、しかも逗留先が娘婿の張敖であるならば、多少はめをはずしたとしてもおかしくはないし、また高祖の無礼はその時に始まったものでもない。しか

し、高祖の無礼に腹を立てた臣下らは、次のように張敖に献言する。

趙の相貫高・趙午等年六十余、故の張耳の客なり。生平氣を為す。乃ち怒りて曰く、吾が王は孱王なり、と。王に説きて曰く、夫れ天下の豪傑並び起り、能者先づ立つ。今、王は高祖に事ふること甚だ恭し。而るに高祖は礼なし。請ふ王の為に之を殺さん、と。

〔『史記』張敖伝〕

張敖への謀反の促しだが、張敖は、

君、何ぞ言の誤れる。且つ先人国を亡ひ、皇帝に頼りて国を復するを得、徳子孫に流る。秋毫も皆帝の力なり。願はくは君復た口より出すなかれ。〔『史記』張敖伝〕

と劉邦の恩徳の厚さを説いて臣下らをなだめている。たしかに劉邦は楚漢抗争の際も陳余に張耳の偽首を送つてその命を守つたり、趙王歇を滅ぼした後すぐに張耳を趙王に封じたりと、その恩は大きい。しかし臣下らは納得せず、

乃ち吾等非なり。吾が王は長者にして、徳に倍かず。且つ吾義として辱められず。今高祖の我が王を辱むるを怨む。故に之を殺さんと欲すれども、何ぞ乃ち王を汚すを為さんや。事をして成らしめば、王に帰

し、事敗るれば、独り身坐すのみ。〔『史記』張敖伝〕
と言ひ、劉邦暗殺へと走るのである。

この事件が淮南国をただの諸侯国に終わらせなかった一連の事件の発端ともなる。翌八年、韓王信の殘党を討伐した帰り、再び高祖は趙に立ち寄る。

八年冬、上、東のかた韓信の余寇を東垣に撃つ。還りて趙に過る。趙相貫高等、上の其の王に礼せざるを恥ぢて、陰に謀りて上を弑せんと欲す。〔『漢書』高帝紀下〕

この時は高祖は胸騒ぎがして宿泊の予定を変えて出発して事なきを得たが、翌九年、貫高らの陰謀が発覚して趙王張敖ともども獄に下されることになる〔注8〕。張敖は結局趙王を廃され、ここに後に呂后に殺害される如意が趙王となる。

話を最初の趙訪問にもどそう。その夜、張敖が献じた美人と高祖との間に生まれたのが英布の後に淮南王となつた劉長に他ならない。

淮南厲王長は高帝の少子なり。其の母は故の趙王張敖の美人なり。高帝八年、東垣より趙に過り、趙王、美人を献ず。厲王の母なり。幸いにして身あり。〔『漢書』劉長伝〕

しかし、劉長が生まれる直前に張敖の臣下らの高祖暗

殺未遂事件が起こり、劉長の母も獄に繋がれることになる。母の弟趙兼が審食其を通じて呂后へのとりなしを求めるが、嫉妬した呂后は、劉邦へ劉長の母親の件は言及せず、審食其も口を閉ざしたままであった。そして劉長の母は結局劉長を生んだ後、自殺するに至る。

早くに遺児となった劉長は平素から呂后になつき、「孝恵・呂后の時、故を以て幸を得、患なし」（『漢書』劉長伝）という少年期を送る。もちろん、当時の劉長はまだ幼児であり、自らの出生にまつわる事情など知る由もないから、成長していく彼にどのような情報が入っていたのかということについては、想像をふくらますしかない。しかしながら、呂后や審食其に対する反対勢力の存在なども考え合わせると、真偽様々な情報が彼のもとに流れていったと考えても大過あるまい。ここに審食其に対する恨みと、後に一掃される恵帝系皇統及び呂氏一族に寵愛されるという、極めて複雑な立場を以て劉長は成長していくことになる。

二 劉長

英布が叛乱を起こした高祖十一年、劉長は淮南王となる。この時、同時に張耳・敖父子に仕えていた張蒼も淮南

の宰相として移されている。

黥布反し、漢、皇子長を立てて淮南王と為し、而して蒼を之に相とす。十四年、遷して御史大夫と為す。

『漢書』張蒼伝

張蒼は呂氏のクーデターが討伐された際、御史大夫となった人物で、「文学・律曆ありて、漢の名相たり」（『史記』張蒼伝贊）と評されるほどの人物である。後に劉安が淮南王となった際には、人格者で知られる張敖之が宰相となつていふことと考え合わせると、中央政府が淮南王国に対し、かなり留意していた事が理解できよう（注9）。

さて劉長については、文帝即位の際の事情、文帝三年の審食其殺害事件、そして文帝六年の劉長謀反事件の三つがポイントとなる。

呂氏のクーデターの後、文帝擁立に際し、劉長をとの意見もあつたが、「淮南王を立てんと欲す。以為へらく、少くして母の家又悪し、と」（『史記』呂后本紀）と一蹴されている。当時、劉長は二十歳。必ずしも若いとされるほどの年齢ではない。また「悪し」とされる母親の家系については知るすべはないが、或は呂后に劉長が寵愛されていたという点が問題とされた可能性もある。恵帝系皇統の少帝弘、及び呂氏一族排斥の直後であつた事を考えると、この時期に寵愛されていた劉長を危険視する

声もあつたのではないか。

加えて文帝即位当初から劉長には不遜な行為があつた。孝文帝の初めて即位するに及びて、淮南王、自ら以て最も親しと為し、驕蹇数し法を奉ぜず。上、親故なるを以て、常に之を寛赦す。三年、入朝す。甚だ横なり。上に従ひ苑囿に入り獵す。上と車を同じくし、常に上を大兄と謂ふ。(『史記』劉長伝)

是の時に当り、薄太后及び太子・諸大臣より皆厲王を憚る。厲王、此を以て国に帰るに益ます恣にし、漢法を用ひず、出入に警蹕し、制と称し、自ら法令を作り、数し上書して遜順せず。(『漢書』劉長伝)

前者の『史記』には「上と車を同じくす」「上を大兄と謂ふ」などの行為が、また後者の『漢書』は、審食其殺害後の記述だが、「漢法を用ひず」「自ら法令を作」といつた語が見える。本論の冒頭に於ても述べた『史記』漢興以来諸侯王年表の「諸侯或ひは驕奢にして、邪臣の計謀に伏ひて淫乱を為し、大なる者は叛逆し、小なる者は法に軌はず」という文を具体的に示す事態であると言えよう。

この劉長の不遜な行為に対し、文帝は薄昭(注10)を通じて諫めさせる。

且つ夫れ国土を讓るの名を貪りて、軽しく先帝の業

を廢するは、以て孝と言ふべからず。父、之が基を為すに、守るあたはざるは、不賢なり。長を守るを求めず、真定に之くを求め、母を先にし父を後にするは、不誼なり。数し天子の令に逆ふは、不順なり。節行を言ひて以て兄より高しとするは、無礼なり。幸臣に罪ありて、大なる者は立ちどころに断ち、小なる者は肉刑にするは、不仁なり。布衣一劍の任を貴びて、王侯の位を賤むは、不知なり。学問大道を好まず、情に触れて妄りに行ふは、不祥なり。此の八者は危亡の路なり、……宜しく急ぎて操を改め行ひを易へ、上書して罪を謝し、臣、不幸にして早く先帝を失ひ、少孤たりて、呂氏の世は、未だ嘗て死を忘れず。陛下即位し、臣、恩徳に怙みて驕盈ち、行、不軌多し。罪過を追念して恐懼し、地に伏して誅を待ち、敢て起たず、と曰ふべし。(『漢書』劉長伝)

ここにはさらに劉長が朝廷が置くべき宰相・二千石を自ら置いていたことなども指摘している。そして劉長が不孝・不賢・不誼・不順・無礼・不仁・不知・不祥であるとし、文帝に罪を謝すことを促している。しかし、この諫めに対しても劉長は「書を得て説ばず」(『漢書』劉長伝)という反応しか示していない。

この皇帝対諸侯王間に於ける礼教問題については『史記』礼書にも、

孝文即位し、有司議して儀礼を定めんと欲す。孝文、道家の学を好み、以為へらく、繁礼飾貌は、治に益なし。躬化謂何のみ、と。故に之を罷め去る。〔『史記』礼書〕

とあるように、儀礼の問題が当時から皇帝と諸侯王との交際の問題に関わるものとして意識されていたことがわかる。そして、これに続く景帝期の記述、

孝景の時、御史大夫晁錯、世務刑名に明かなり。数しば孝景を諫めて曰く、諸侯は藩輔なれども、臣子一例なるは、古今の制なり。今、大国は治を専らにし政を異にし、京師に稟けず。恐らくは後に伝ふべからず、と。孝景、其の計を用ひ、而して六国畔逆す。錯が首名なるを以て、天子、錯を誅し以て難を解く。……敢て復た議するものなし。〔『史記』礼書〕

は、礼教問題が皇帝の諸侯国経営問題にまで発展する重要事であることを示したものと見て取れる。

そして、前後したが文帝三年の劉長による辟陽侯審食其殺害事件である。『史』『漢』とも本紀では簡単に、

淮南王長、従者魏敬と与に、辟陽侯審食其を殺す。

〔『史記』文帝本紀〕

と記すのみであるが、その際の事情については劉長伝・爰盎伝に詳しい。

審食其については、『史記』陳丞相世家によれば、沛の出身で太上皇と呂后が楚の人質となつた際に呂后に侍していた人物である。審食其に関しては次の二つのエピソードがある。

一つ目は、高祖十二年、燕王盧綰に謀反の嫌疑が掛けられ、審食其を燕に行かせている。その際、盧綰の「劉氏に非ずして王たるは、独り我と長沙とのみ。往年春、漢、淮陰を族し、夏、彭越を誅す。皆呂后の計なり。今上病みて呂后に属任す。呂后は婦人にして、専ら以て異姓の王たる者、及び大功臣を誅するを事とせんと欲す」〔『史記』盧綰伝〕という発言を聞き、それを高祖に報告している。呂后の寵臣であつた審食其であるから、この一件は見逃せない。

今一つは、恵帝期に於けるものである。恵帝即位後も呂太后の寵愛を受ける彼は、「辟陽侯、行ひ正しからず、呂太后に幸せらるるを得」「大臣多く辟陽侯の行ひを害む」〔『史記』朱建伝〕、「百官皆困りて事を決す」〔『史記』陳丞相世家〕、「辟陽侯審食其を以て左丞相と為す。……食其、故、太后に幸せらるるを得、常に事を用ふ。公卿皆困りて事を決す」〔『史記』呂后本紀〕とあるように、

かなりの権力を持ち、同時にその評判も悪かった。

その頃、審食其と呂太后の關係を惠帝に讒言し、惠帝が審食其を誅しようとした事件がおこる。先にも登場した英布の臣下であつた朱建、及び『新語』の著作で知られる陸賈がらみの逸話である。忠臣で知られた朱建も審食其を忌み嫌う人物の一人であつた。しかし、彼の母親が死に、貧しくて葬式も出せなかつた時に、陸賈が助言して審食其が多額の香典を集めて手渡す。それを恩義とした朱建は審食其を誅してはならぬ事を主張し、審食其は九死に一生を得ることとなる。後に呂氏クーデター討伐の際に審食其が左丞相を免ぜらるるにとどまつた理由もここにある。

さて、審食其殺害の際^{注1}、劉長は次の三点を理由として述べている。

闕下に馳せ詣り、肉袒して謝して曰く、臣の母、当に趙の時の事に坐すべからず。其の時、辟陽侯は力能く之を呂后に得るに争はず。罪の一なり。趙王如意は子母罪なきに、呂后之を殺す。辟陽侯争はず。罪の二なり。呂后、諸呂を王として、以て劉氏を危くせんと欲す。辟陽侯争はず。罪の三なり。『漢書』劉長伝)

三条とも審食其自身の罪を問うというよりは、呂后の

罪を前面に押し出した理由であり、当時として最も受け入れられやすい内容となっている。実に計算された申し立てと言えよう。そして、この時も、「文帝、其の志を傷み、親故なるが為に治めずして之を赦す」(『漢書』劉長伝)とあつて、劉長は結局その罪を問われぬ。

そして六年、劉長の謀反が発覚する。

六年。男子但等七十人をして、棘蒲侯柴武の太子奇と謀り、輦車四十乗を以て谷口に反せしめ、人をして閭越・匈奴に使せしむ。事覚はれ、之を治む。乃ち使をして淮南王を召さしむ。(『漢書』劉長伝)

その際、かつて淮南王国の宰相であつた張敖が中心となつて審議を行い、「当に棄市すべし」(『漢書』劉長伝)との結論が出る。しかし、この嚴罰に対しては、文帝自身が乗り気でなかつた事に加えて、少なくとも賈山^{注2}と爰盎の二名も反対している。

淮南王の大罪なく、宜しく急に国に反らしむべきを訟ふ。(『漢書』賈山伝)

陛下、素より之を驕らし稍く禁ぜず。以て此に至る。今、又暴^{にはか}に之を催折す。淮南王の人となり剛にして、霜露に遇ひて行道に死すが如きことあらば、陛下、竟に天下の大を以て、容ることあたはず、弟を殺すの名あること奈何。(『漢書』爰盎伝)

賈山が何故ここで劉長を「大罪なし」と主張したかは不明である。一方、爰盎が劉長の嚴罰に反対したのは、この文からも明らかのように、先の文帝三年に於ける劉長の審食其殺害を不問に付したことを理由とする。その際、爰盎は「諸侯太だ驕なれば必ず患を生ぜん。適して地を削るべし」(『漢書』爰盎伝)と文帝に述べるが、結局その意見は入れられなかったという経緯がある。

ここで爰盎が問題にしているのは、劉長の謀反そのものよりも、文帝の皇帝としてのあり方である。漢帝国は討秦の上に成立した以上、その皇帝たちは常に「仁者」であることが義務づけられた。したがって、爰盎も劉長自害の後、悲嘆する文帝に「陛下、世に高き行ひ三あり」

(『漢書』爰盎伝)と述べて、心を和らげている。そしてここで注目したいのは、この言によつて爰盎が「名、朝廷に重し」という評価を受けていることであろう。すなわち、当時まだ皇帝なる存在は、対諸侯王への強権発動問題と「仁者」でなければならぬという責務との二律背反の中で揺れ動いていたことがわかる。そして爰盎が評価されたということは、当時まだ後者の方が重要視されていたことの一証ともなう。これは、後に同様の対諸侯王政策を打ち出した晁錯が「宜しく諸侯を削るべきの事、及び法令の更定すべき者」を述べた際、当時の太

子(景帝)はその策をよしとしたものの、文帝をはじめ「爰盎、諸大功臣、多く錯を好まず」(『漢書』晁錯伝)としたことから明らかである。

対匈奴政策については独自の路線を歩み始めた文帝^注じも、より身近な諸侯王対策については未だ旧習を改変できなかつたとも言える。結局、この時も文帝は劉長を死罪にするには至らず、蜀への流刑でこの一件は落ち着くのだが、劉長は途上「誰か乃公を勇と謂はん。吾安くんぞ能く勇ならん。吾、驕なるを以ての故に吾が過を聞かずして此に至る。人生れて一世の間、安くんぞ能く邑邑として此の如くならん」(『史記』劉長伝)と述べて、絶食し自害する^注じ。

これに対し、淮南国を危険視し、その勢力を封鎖すべきことを説いていたのが賈誼であつた。劉長の死後、文帝十二年から十六年四月まで、劉喜が一時的に淮南国王となるが、これも賈誼の進言によるものであつた。

文帝、是に於て誼の計に従ひ、……城陽王喜を徙して淮南王と為し、其の民を撫せしむ。(『漢書』賈誼伝)

劉喜は呂氏討伐の中心人物の一人朱虚侯劉章の子であり、高祖の第一子斉悼恵王劉肥の孫にあたる。父劉章の死後、継いで城陽王となつたが、一時淮南王となり、文

帝十六年に劉安が封じられた後はまた城陽王にもどつて
いる。

さて、劉安の淮南王即位についても、賈誼の分国論を
唱える上奏が背後にあつた。

文帝、賈生の言を思ひ、乃ち斉を分ちて六国と爲し、
尽く悼恵王の子六人を立てて王と爲し、又淮南王喜
を城陽に遷して、淮南を分ちて三国と爲し、尽く厲
王の三子を立てて以て之に王とす。『漢書』賈誼伝）

当時、既に賈誼は没していたのだが、もちろんここに
言う「賈生の言」とは、諸侯国を分割して一国の勢力を
最小限にとどめよう策を意味する。しかしながら、こと
淮南国に関しては、賈誼はその分国策すら認めようとは
しなかった。劉安が淮南王に封じられる八年前、文帝八
年の際、文帝は劉長の四子を列侯に封じる。

孝文八年、淮南王を憐む。王に子四人ありて、年皆
七八歳。乃ち子安を封じて阜陵侯と爲し、子勃を安
陽侯と爲し、子賜を陽周侯と爲し、子良を東城侯と
爲す。『漢書』劉長伝）

しかし、賈誼はその際、次のように諫めている。

賈生諫めて曰く、以為へらく、患の興ること此より
起らんと、と。『史記』賈誼伝）

また『漢書』はもう少し詳しく次のように記している。

時に又、淮南厲王の四子を封じて皆列侯と爲す。誼、
上の必ず將に復た之を王とせんとするを知りて、上
疏して諫めて曰く、窃かに恐る、陛下の接いで淮南
の諸子を王とするを。曾て臣の如き者と孰かに之を
討らざるなり。淮南王の悖逆亡道たる、天下孰か其
の罪を知らざらんや。陛下、幸に赦して之を遷すも、
自疾して死す。天下孰か王の死の不当なるを以はん
や。今、罪人の子を奉尊するは、適に以て謗を天下
に負ふに足るのみ。此の人少壮なれば、豈に能く其
の父を忘れんや。……淮南は小国と雖も、黥布嘗て
之を用ふ。漢の存するは特に幸なるのみ。夫れ仇人
を擅にするは、以て漢を危くするの資に足れり。策
に於て便ならず。割りて四と爲すと雖も、四子は一
心なり。之に衆を予へ、之に財を積むは、……所謂
賊に兵を假し、虎に翼を為す者なり。『漢書』賈誼
伝）

ここに「患の興ること此より起らん」という賈誼の危
機意識が述べられ、さらには「淮南王の悖逆亡道たる、
天下孰か其の罪を知らざらんや」「罪人の子を奉尊するは、
適に以て謗を天下に負ふに足るのみ」といった激しい四
子への見方が述べられる。また、ここに英布以来の淮南
王国という賈誼の視点も理解することができる（注15）。

さらに賈誼は『新書』(注16)中に於ては、特に淮難篇を設け、そこではまず「窃かに恐る、陛下接ぎて淮南王の子を王とし、曾て臣の如き者と執つら之を計らざるを。淮南王の悖逆亡道なる、……」(『新書』淮難)と述べた上で、天下に明らかな劉長の罪を四つ提示する。

①天子の法はすなは咫尺催促して用ひず、皇帝の令は咫尺すなは批傾して行はず。

②天子、功臣の識ある者を選びて以て之が相吏と為すに、王ちやう勸かに踏蹴して逐はざるのみ。病と称して走らざる者なし。

③日に怨言を接待して以て陛下の為を誹謗し、皇太后の餽賜は逆拒して受けず、天子の使者は詔を奉じて見ゆるを得ず、僵臥して以て詔書を発く。

④罪人・奇狡・少年の棧奇に通ずるの徒・啓章の等を聚めて、東帝と為らんことを謀る。(以上『新書』淮難)そして、その子らを諸侯王にすることに對して、

淮南王は罪人の身なり。淮南の子は罪人の子なり。罪人の子を奉尊せば、適たま以て謗を天下に負ふに足るのみ。……今淮南の子、少壯にして父の辱状を聞く。是れ立ちてはすなは咫尺泣衿に洽く、臥してはすなは咫尺泣項に交はらん。……勢未だ便ならず、事未だ発せず、乱を含めども敢て言はざるのみ。若し誠に其の

心には、豈に能く陛下を忘れんや。(『新書』淮難)と述べ、白公勝を例として引いて、劉安を淮南に封ずることは、「賊に兵を假し、虎に翼を為す」行為に等しいと、文帝に翻意を促している。賈誼は自らの分国策に矛盾を生じることにならうとも(注17)、淮南国の三子を王につけることに反対した。

その激しく淮南王を非難する言は、淮難篇をはじめとして、制不定篇・親疎危乱篇などに見られる。

仁義恩厚は此れ人主の芒刃なり。權勢法制は人主の斤斧なり。勢已に定まり權已に足る。乃ち仁義恩厚を以て因りて之を沢す。故に徳布きて天下慕ふの志あり。今諸侯王は皆衆醜悍なり。斤斧の制を積てて、嬰ふに芒刃を以てせんと欲す。臣以為へらく、刃折れずんば則ち缺けんのみ。胡ぞ之を淮南濟北に用ひざる、勢不可なればなり。(『新書』制不定)

諸侯王、名は人臣たりと雖も、実は皆布衣昆弟の心あり。慮て宰制して天子自ら為さざる者なし。擅に人を爵し死罪を赦す。甚だしき者は或は黃屋を戴く。漢の法立つに非ず、漢の令行はるるに非ざるなり。道を離るること淮南王の如き者と雖も、之に令するも安くんぞ肯て聴かんや、之を召すも焉くんぞ致すべけんや。幸にして至るも、法安くんぞ尚ふるを得

べけんや。『新書』親疏危乱)

この他、当時の諸侯王ら全体に対し、その身分を超えた行動を非難し、対諸侯王政策を説く部分は枚挙に暇がない。したがって、もし賈誼が存命ならば、劉安の淮南王即位はなかったと見るべきであろう。

三 劉安

『淮南子』を始めとして数々の編著を残した劉安^(注18)は、劉喜の後を受けて、文帝十六年五月、他の劉長の子とともに淮南王に封じられる。

劉安に関し、まず言及せねばならないのは景帝期に於ける呉王劉濞の謀反、すなわち呉楚七国の乱の際の動向である。劉濞は挙兵の際、諸侯に書簡を送っているが、それは淮南王・衡山王・廬江王の下へも送られ、そこには、

越・楚王・淮南三王に告ぐ、寡人と西面せよ。……楚

元王の子・淮南三王、或は沐浴せざること十余年、怨みは骨髓に入り、一に之を出だす所あらんと欲すること久からん。『史記』劉濞伝)

などと、したためられてある。この時、劉安本人は「淮南王、兵を發して之に應ぜんと欲す」(『史記』劉安伝)と、この誘いに応じる。しかしながら、この際、淮南国

の宰相が次のように申し出る。

其の相曰く、大王必ず兵を發して呉に應ぜんと欲せば、臣願はくは將とならんと。淮南の相、已に兵に將たるも、城に因りて守る。王を聴かずして漢の為にす。『史記』劉安伝)

この宰相については、先にも言及した張敖之である可能性^(注19)が高いが、彼が劉安の命令を聞かず、この時は事なきを得ている。

さて、次に劉安の意志が伝えられるものとして挙げられるのが、武帝期に於ける上奏文である^(注20)。武帝の建元三年、閩越が兵を挙げて東甌を包囲し、東甌が漢に救いを求めてきた。閩越討伐不必要論を説くのが時の大尉田蚡、必要論を説くのが嚴助^(注21)であつた。三年の時には結局兵を派遣するものの、到着前に閩越軍が退いた。ところが更に三年後の建元六年、再び閩越が出兵し、今回も兵を派遣することとなった。その際、劉安が上書し、出兵不可論を説くのである。この上奏文は、『老子』『易』『詩』などを引きながら、出兵不可の理由を三条述べた上で、最後に劉安自身の対処策を提示している。以下その文をかいつまんで見てみる。

漢の初めて定めてより以来七十二年、呉越の人の相攻撃する者、勝つて数ふべからず。然れども天子未

だ嘗て兵を挙げて其の地に入らざるなり。『漢書』
 嚴助伝)

まず第一の理由の主張である。漢建国以来、天子が兵を挙げて蛮夷を撃つた事例などないことから、慣例に従うべきであること。

越は城郭邑里あるに非ざるなり。谿谷の間・篁竹の中に処り、水閘に習ひ、用舟を便とし、地は深昧にして水險多し。中国の人、其の勢の險なるを知らずして其の地に入れば、百と雖も其の一に当らず。其の地を得とも、郡県と為すべからざるなり。之を攻むるも、暴^{にはか}には取るべからず。……是れ反つて中国を以て蛮夷に勞れしむるなり。……臣恐る、後、兵革の息むるを得る時なきを。『漢書』嚴助伝)

第二は越は險阻の地で、容易に落とし難く、戦争が長期化する恐れがあることの指摘。

間者、数年歳比登らず、民、爵を売り子を贅するを待ちて以て衣食に接す。陛下の徳沢に頼りて之を振救し、溝壑に転死することなきを得。四年も登らず、五年は復蝗あり。民生未だ復せず。『漢書』嚴助伝)

第三は、不作・蝗害による災害から国力がまだ回復していないという現状認識からの不可論。そして以下の結論である。

陛下、若し来し内れて、之を中国に処らしめんと欲せば、重臣をして臨存し、徳を施し賞を垂れて以て之を招致せしめば、此れ必ず幼を携へ老を扶けて以て聖徳に帰せん。若し陛下之を用ふる所なくんば、其の絶世を継ぎ、其の亡国を存し、其の王侯を建て、以て越を畜と為せ。此れ必ず質を委ねて藩臣と為り、世よ貢職に共せん。『漢書』嚴助伝)

討伐軍を送るのではなく、使者を派遣して漢に帰順させるようにさせた方が得策であるとする劉安の対処案である。

この上奏文は、所謂諸侯王レベルの国政論として見た時、その価値が浮き彫りにされよう。ここに見える劉安の閩越に対する対応策は「聖徳」者たる皇帝として、閩越を「藩臣」たらしむるというものである。これなどは、たとえば高后期に於ける匈奴戦略に共通する立場、すなわち高祖期の政治体制を守り革新的政策は行わないという立場が見て取れる。

このことは、先の呉楚七国の乱の際、膠西王卬が事件を振り返つて「今、晁錯は天子事を用いるの臣にして、高皇帝の法令を変更し、諸侯の地を侵奪す。卬等以て不義と為す。其の天下を敗乱するを恐る。七国、兵を發して、且に以て錯を誅せんとす」(『史記』劉濞伝)と述べて

ていることや、またやや時代は下るが『塩鉄論』晁錯に（淮南・衡山など）然れども義に背き叛逆を謀るに卒り、誅は宗族に及ぶ。晁錯をして法を変じ常を易へ、制度を用ひず、宗族を迫蹙し、諸侯を侵削せしめて、藩臣附せず、骨肉親まず。呉楚恨みを積み、錯を東市に斬り、以て三軍の士を慰めて諸侯に謝す。……

『塩鉄論』晁錯

という見解が見えることなどとも対応する。

このように、「高皇帝の法令を變更」するということは、諸侯王レベルの発想では決してあつてはならないことであつた。かたくなに高祖の体制を守り改変しないという立場が文景期からくずれ始め、武帝期に於ける改変事業へと至るが、淮南王国は結局その時代の潮流に乗り切れなかつた感がある^{〔注22〕}。

さて、以下、劉安の建元・元光・元朔・元狩年間を追いながら、その謀反への軌跡を追つてみたい。「時時厲王の死を怨望し、時に畔逆せんと欲するも、未だ因らざるあり」（『史記』劉安伝）とあるように、もともと劉安自身、父劉長の死を恨み、謀反をたくらむ所があつた。この点に於て母の死を恨み審食其殺害を行った父と共通する。

これに加えて劉安の場合、周囲の者の甘いささやきもあつた。まずは建元二年の入朝である。この時迎えに出

たのが田蚡^{〔注23〕}であり、その際は彼は

方今、上、太子なし^{〔注24〕}。王、親なること高皇帝の孫にして、仁義を行ひ、天下に聞へざるなし。宮車一日晏駕せば、王に非ずんば尚ほ誰か立たん。（『漢書』劉安伝）

と劉安に告げて喜ばせているし、また『漢書』は劉安の側近たちを次のように評している。

其の群臣賓客、江淮の間、多く輕薄にして、厲王の遷死するを以て安を感激せしむ。（『漢書』劉安伝）これらの資料を見るに、劉安自身の性情もさることながら、多分に周囲からの扇動もあつたように思われる。

建元二年の入朝の時は劉安は『淮南子』を献上したり、また求めに応じて『離騷伝』を献上したり、夜に至るまで得失・方技・詩賦の談義に及ぶなど、極めて武帝と親密な関係にある^{〔注25〕}。しかし自らが高祖の孫であるという自尊心があつた劉安にとって、当時まだ十八歳で、しかも黄老思想の信奉者竇太后に頭のアがらない状態であつた武帝は、ただの年少者にしか見えなかつたであろう。劉安のこの心理は後に左呉へ告げた

上、太子なし。宮車即ち晏駕せば、大臣必ず膠東王を徵さん。即らずんば常山王ならん。諸侯並び争はんに、吾以て備へなかるべけんや。且つ吾、高帝の

孫にして、親ら仁義を行ひ、陛下の我を遇すること厚ければ、吾能く之を忍ぶ。万世の後、吾寧くんぞ能く北面して豎子に事へんや。『漢書』劉安伝)

という言葉からも明かであろう。当時の膠東王は景帝の子劉寄、常山王も景帝の子劉舜であり、武帝の兄弟ということになる。皇統は文帝即位後、明かに方向転換しており、既に劉安の常識の枠外にある。しかしながら、劉安にとっては、武帝ともども彼らは「豎子」にすぎなかった。

建元六年には彗星が現れ、呉楚七国の乱の時も彗星が出た事を合わせ考えた劉安は、田蚡の言をも思い起こし、天下の乱れの近いことを意識し、ますます武装に力をそそぐようになる^{〔注26〕}。

さて、劉安には后茶との間に太子遷と娘の陵、そして遷の兄として妾腹の子不害がいた。元朔三年、劉安の入朝が免除された年、太子遷が脩成君の娘と結婚する。しかし、既に謀反の意志のあつた安・遷父子は、太子妃から事の発覚することを恐れ、わざと妃を遠ざけ離婚に至らせている。そして、元朔五年、太子遷が所謂八公^{〔注27〕}の一人とされる雷被に傷つけられたことに端を発して、太子遷のみならず劉安へも嫌疑が及ぶ。その際、公卿らの棄市の要請に対して、武帝は二罪削除のみにとどめると

いう事件が起こる。

この後も劉安の謀反への意志は止むことはないのだが、「被、材能を以て称せられ、淮南中郎と為る。……被、冠首たり」(『漢書』伍被伝)と評される伍被は劉安の暴挙を諫める立場を守り続けた。『漢書』伍被伝の記述は、おおむね陰謀をたくらむ劉安と、それをなだめすかしながら説得する^{〔注28〕}伍被という形で進められる。ただし、伍被は、たとえば劉安に対して、

臣、將に大王の為に画計せんとするのみ。臣聞く、聡なる者は無声に聴き、明なる者は未形に見る、と。

故に聖人は万挙して万全なり。(『漢書』伍被伝)と述べたり、或いは「公、以て呉の兵を挙ぐるを非と為すか」(『漢書』伍被伝)との問いに対し、

非なり。……誠に天に逆ひ衆に違ひて時を見ざればなり。(『漢書』伍被伝)

などと答えており、これは謀反そのものに反対するのではなく、時期尚早論をとなえるものとみなした方がよいように思われる。事実、彼は「愚計」としながらも、文書を偽造して諸侯や人民に朝廷に対する反感をつのらせ、その後、諸侯を説得し謀反を起こすという案を後に提示している。この案にしても、先の呉王濞の反乱と発想は基本的には等しく、中央政府に対する批判勢力の拡大と

結集という形をとっており、漢帝国経営に対する自らのビジョンの優位さを背景とした性質のものではない。

元朔六年の不害の子建が安・遷の動きを朝廷に訴え、先の伍被は自首し、淮南王国の陰謀を自白する。その際、対応したのが父劉長が殺害した所の審食其の孫審卿、及び公孫弘である。そして翌七年、安は自害する。

謀反を起こした劉安を直接処理したのは酷吏と称された張湯(注29)・減宣(『史記』酷吏伝)や董仲舒の弟子呂步舒(『史記』儒林伝)らであった。劉安の死は、単なる一諸侯国の終焉のみならず、『淮南子』に代表される漢初道家思想の終焉をも意味する。その死を裁いたのが武帝期以降の漢帝国の礎を築いた董仲舒の弟子であったというのも皮肉な結果であると言えよう。

終 淮南王国への視角

さて、最後に、淮南王国の八十年を概観した結果、改めて本論の視角から何が問題提起できるかという点を論じてみたい。

①本文中でも少しく言及したが、賈誼の対淮南王国論は『淮南子』解釈にも関わる大きな問題であろう。

対諸侯王問題を中心に『史』『漢』の本伝や『新書』

を見た上で、『淮南子』に見られる政治的立場を再考する必要がある。その際、彼の思想に正負いずれにせよ著しく影響を及ぼしたと思われるのが、彼が一時左遷されていた当時唯一の異姓諸侯国長沙の特異性である。「弔屈原賦」「鵬鳥賦」のみならず、ほぼ時を同じくする長沙馬王堆出土の諸文物を、その視点から再考することも必要であろう。

②陸賈の『新語』や賈山の『至言』に代表される反秦論は、いわば漢代初期のプロバガンダであったが、実質的に於ては必ずしも秦の全否定でないことは既に明らかとなっている。これを反秦論の推移の中から読みとることも可能であろう。そしてその推移から前漢初期に於けるパラダイムの移行を捉え、そこに『淮南子』を位置づけることも可能ではないか。

③劉長・劉安の言動には、嘗ての漢帝国が抱えていた異姓諸侯王に対する問題と同様のものが見て取れる。

劉長・劉安をめぐる人々(張蒼・薄昭・審食其・張敖之・嚴助・田蚡)などの考証も併せ行った上で、本文中でも少しく触れた同姓諸侯王への礼教問題(注30)についても考える必要がある。

④淮南王国に於ける屈原・楚辞の問題。劉安が『離騷伝』を作り、また『楚辞』の中には淮南小山の「招隱士」

なる作品もある。淮南国に於ける屈原と楚辞の位置づけは、反秦のヒーローとしての抗う者と、その表象ではないのか。劉安とその集団の自意識をこの視点から探ることもできよう。

⑤ 本論文では全く言及しなかったが、劉安の死後、その死が潤色されるという事態がおこる。『論衡』『風俗通義』『神仙伝』に於て語られる劉安登仙伝説は、単なる逸話として思想史の上から排除すべきではない。なぜなら、死後に於ける死に様の潤色は、その生き様の反映であるからに他ならない。劉安登仙伝説を追うことによつて、劉安の別な一面を検証することもできよう。またこの問題は、神話伝説という観点から、④の屈原・楚辞や『淮南子』内に多く見られる神話、及び長沙子彈庫出土の楚帛書の再検討などとも関連してこよう^{注1)}。

本稿は淮南王国の八十年を振り返るに止まったが、劉長・劉安の動静を見ると、高祖期の統治形態を刷新せんとする中央政府の意向に反して、高惠体制を守ろうとする立場であつたことがわかる。また、先の札による対諸侯王政策は、高祖期に於ける皇帝と異姓諸侯王との関係をそのまま継承したかの如き文帝期以降の諸侯王らを再教化せんとする方向性の提示に他ならないが、それにも淮

南王国は完全に逆行している。そしてこの淮南王国の土壌が、その所産である『淮南子』にどう反映しているのか。加えて、淮南一帯をも含む楚文化圏とのかかわりの問題。ここに提示したいくつかの問題は今後の課題とする。

注

- (1) 皇帝の位置づけに関する問題としては、たとえば浅野裕一氏は「秦の皇帝観と漢の皇帝観——『秦漢帝國論』批判——」(島根大学教育学部紀要十八人文社会科学編)の中で、秦に生み出された皇帝概念の字義から説き起こして、秦帝国にあつては「皇帝たるべき正当性を保障する根拠は、外征によつて絶えず拡大し続ける中国世界全体を、完璧に直轄支配し続ける者としての、人為的実績以外には何ら求め得ない」「皇帝の称号を支えるものは、ただただ人為的功業のみ」とし、「秦の圧政に対して蜂起した天下全体の、言わば協同事業」の統率者としての劉邦は、「封建制を土台とする群臣との共同契約関係の上に成立し、皇帝側がその契約を誠実に履行する限りに於て、皇帝支配の正当性が維持されることになる」と述べておられる。また、その理想的在り方については、薄井俊二氏が「秦漢時代の皇帝像につ

いての試論——三つの皇帝像のポリフォニックな展開——」(埼玉大学国語教育論叢一号)の中で、「皇帝にはどのような属性がのぞましいのか」という当時の要請にあつて、「具体的なイメージにも、多彩多様なものがあつた」とし、「そうした「試行錯誤」は、皇帝が誕生したばかりの「秦」においてはもちろん、「漢」にはいつてからもしばらくの間は続いたものと思われる」としておられる。そして当時の皇帝を「法家的皇帝・儒家的皇帝・神権的皇帝」の三種に分類し、「秦漢時代の皇帝とは、……その内容は揺れ動いており、不確定・未成熟な存在だった。そして様々な立場からする多様な「皇帝像」が、不統一のままに併存し、「新しい君主像」めざして試行錯誤していったのである」と結論づけておられる。

(2) 薄井俊二氏は「漢の文帝について——皇帝としての権威確立問題、及び対匈奴問題をめぐって——」(埼玉大学紀要教育学部(人文社会科学)第四十四巻第一号)の中で「前漢初めごろの諸侯王は、己れが君臨する封土と人民を持つという点で、まぎれもない「君主」であつた」とし、その皇帝と諸侯王との「等質性」は、その即位に明瞭な蓋然性を持たなかつた文帝以降に表面化すると述べておられる。また、それら諸侯王については、布目潮風氏が「呉楚七国の乱の背景」(『和田博士還暦記念東洋史論叢』)の中で、「漢

書」游侠伝を引いて、「地方に在住した漢代の諸王は、かかる人達(游侠)に取囲れ、それらの人達の親分的な要素をもつていたことも想像され、……」と述べておられる。

(3) 理念的・抽象的黄老思想についてはさておき、実際の政治の場に於ける黄老思想の展開については、大形徹氏の「漢初黄老思想」(『待兼山論叢十三』)に詳しい。

(4) 拙著『淮南子の政治思想』(汲古書院)

(5) 注(2)既出の薄井氏の論文の中で、文帝の即位事情に言及しつつ、文帝がかかわつた「対諸侯王問題」「対廷臣問題」「対匈奴政策」の特質を論じておられる。

(6) 『史記』黥布伝では、高祖自ら英布説得案を語つたことになっている。

(7) 長沙王国は呉芮を初代とし、以下彼の子孫が王位についている。英布の妻は呉芮の娘であり、彼が謀反の際、下計「東に呉を取り、西に下蔡を取り、重を越に帰し、身らは長沙に帰す」(『漢書』英布伝)を取ろうとした一因もここにあるのではないか。長沙王国の歴史については宮崎市定氏の「漢代長沙王国年表」(『宮崎市定全集』三・岩波書店)に詳しい。

(8) 張敖のこの事件については、当時張敖の郎中であつた田叔の列伝(『史記』)にも詳しい。

(9) ただし両者の淮南国への赴任は、張敖の場合は一連の張

救謀反事件の責、張釈之は太子時代の景帝が司馬門で下乗しなかったことを追求した事件『漢書』張釈之伝の遺恨からの左遷と見ることもできる。

- (10) 薄昭については、周勃が反乱の罪を着せられた時にも彼の救済に動くなどしており、文帝期における彼の位置付けは極めて重要なものと考ええる。

- (11) その時朱建はかつて審食其を救済した事に対して責任を感じ自害している。

- (12) 『漢書』賈山伝に、彼が「治乱の道を言ひ、秦に借りて論を為し」た『至言』が掲載されている。賈山については、反秦論の諸相について論じる際、改めて言及したい。

- (13) 注(2)既出の論文に於て薄井氏は「対匈奴問題は、匈奴を統率する単于と交渉できるのが漢の皇帝に限られるという点で、皇帝と諸侯王との質的な絶対的違いを明確化する上で極めて有効な事柄であった」とし、対匈奴柔和外交という高祖の遺法を超越し、対匈奴戦に積極的に臨むことによって自らの皇帝としての権威を外部へアピールしようとしたと述べておられる。

- (14) 『史記』『漢書』ともに、文帝十二年、民間に淮南王のことを歌った民歌が流行することを記載する。この民歌については、串田久治氏に「淮南民歌」と「潁川兒歌」に司馬遷が託すもの」(愛媛大学教育学部『史記』『漢書』の再検

討と古代社会の地域的研究がある。氏はここで「淮南民歌」が文帝と劉長の関係を歌ったものではなく、劉安と弟の衡山王賜の不仲を諷ったものであり、そこに劉安の背後に存した田蚡をからめて解釈すべき事を論じておられる。

- (15) 『漢書』の異姓諸侯王年表をひもとけば一目瞭然であるが、異姓諸侯王は高祖末期に長沙の成王臣を残して一度一掃され、また呂氏一族討伐の際には同じく長沙の共王若を残して再び一掃される。文帝期には長沙の靖王産を残すのみであった(文帝後七年まで)。賈誼が左遷されたのはまさにこの長沙であり、「鵬鳥賦」もこの時に詠まれたものである。賈誼自身が長沙で如何なる年月を過ごしたのかは『史』『漢』とも詳細には触れないが、「鵬鳥賦」に見える思想内容は無視できない。

- (16) 賈誼『新書』については、偽書説もあるが、対諸侯王説、対淮南王説に関しては『漢書』賈誼伝にその概要が存在するので、おおむね『新書』のこの件に関する諸説は信用してよいものと考ええる。なお『新書』のテキスト問題については、賈誼を専論として述べる際に改めて言及したい。

- (17) 賈誼の淮南王への対処が、彼の分国策と矛盾することの指摘はすでに鎌田重雄氏の「漢朝の王国抑損策」(日本大学世田谷区教養部紀要六)においてなされている。氏は本論文に於て高祖から文景を経て武帝に至るまでの漢王朝の対

諸侯王政策の推移を論じておられ、そこで賈誼の対淮南王國策について「賈誼は……淮南王子を諸侯王に封ずることに反対しており、このことは彼の分國論と矛盾することになる。……彼は、淮南厲王長の謀反をあくまでも大逆無道の極罪とし、淮南王の死を以て天下が当然の結末としているときにその王子たちを淮南の地に諸侯王に封ずることは、罪人の子を奉尊するものとして天下の謗をうけるものであり、また王子たちは成長の暁に心を一にして父の報仇を思うであろうといつて反対したのである」と述べておられる。

(18) 『漢書』芸文志の雑家の項に『淮南・内』二十一篇、『淮南・外』三十三篇が見える外、『易』の項に『淮南道訓』二篇、賦の項に『淮南王賦』八十二篇、『淮南王羣臣賦』四十篇、天文の項に『淮南雜子星』十九篇などがある。

(19) 『史記会注考証』劉安伝に「此れ景帝三年なれば、則ち兵を將いるの相は、疑ふらくは是れ釈之ならん」とある。

(20) 劉安の文として今一つ考えねばならないのが「離騷伝」である。これについては屈原伝説確立の問題について論じる際、改めて言及したい。

(21) 蔽助は、この後、劉安より賄賂を受け取るようになり、劉安が謀反を起こした後、張湯らの主張によって棄市されている。

(22) ただし、この閔越討伐反対論に関してはもう一つの解釈

も成立する。それは、父劉長がそうであったように、劉安も閔越を利用して謀反の際に呼応させようとしていたのではないかという点である。これについては、左呉・趙賢・朱驥如らの案として「南は勁越に通じ……」(『漢書』伍被伝)とあることも一証となろう。

(23) 串田氏は注(14)既出の論文に於て、田蚡を「淮南王安が父厲王の死に抱く思いと武帝に対する対抗意識、それを悪用して自らの地位と権力を固めようとした」人物として位置づけておられる。

(24) 事実、建元二年の段階では武帝に太子はいない。さらに衛夫人との間に生まれた子が太子となつたのは元狩元年である。したがって、左呉に語つた段階でも、未だ太子は存在していなかったことになる。

(25) 武帝は母の王太后が微賤の際、金王孫との間に生まれた異父姉脩成君の娘を劉安の太子遷に嫁がせており(『漢書』外戚伝)、劉安は遠縁ではあるが親戚ということになる。もつとも、この一件の前には脩成君を斉の厲王に嫁がせようとしているが、その話は流れている(『史記』斉悼惠王世家)。

(26) 建元六年の彗星については、『漢書』五行志下之下にも記載がある。これについては、注(14)既出の串田氏の論文、及び同氏の「古代中国における五惑星と政治的予言の研究——科学としての天文学と社会思想史の接点」(科研成果

報告書09610016)に詳しい。

(27) 八公については『史記』劉安伝の『索隱』に所収の『淮南』要略に「安、士を養ふこと数千。高才の者八人あり。

蘇非・李尚・左吳・陳由・伍被・毛周・雷被・晋昌。号して八公と曰ふ」とあり、また『淮南子』高誘序には「遂に蘇非・李尚・左吳・田由・雷被・毛被・伍被・晋昌等八人、及び諸儒大山小山の徒と、共に道徳を講論し、仁義を総統して、此の書を著す」とある。

(28) 『漢書』伍被伝に「淮南王、陰に邪謀あるも、被教しば微諫す」とある。たとえば、劉安が伍被を「將軍」と呼んだ事に対して、「王、安ぞ亡国の言を得んや」(『漢書』伍被伝)などと答えている。

(29) 「嚴助・伍被は、上之を釈さんと欲するも、湯争ひて曰く、伍被は本反謀を造し、助は親幸せられて禁闔に出入するの腹心の臣なるに、乃ち諸侯と交私す。此の如きは誅せずんば、後治むべからず、と」(『漢書』張湯伝)とあり、張湯の主張により両名ともに死罪となっている。(『漢書』嚴助伝・伍被伝同じ)

(30) 賈誼が「豈に今經制を定め、君を君とし臣を臣たらしめ、上下差あり、父子・六親各おの其の宜を得しめ、姦人幾幸する所なく、群臣衆信して、上疑惑せざるにしかんや」(『漢書』賈誼伝)と言つて三公の職責を説き、「天下の命は太子

に縣る。太子の善は、早く教諭し、左右を選ぶに在り」(同)と言うのは、賈誼の対諸侯王政策のための太子教育とも見えてとれる。この点については、斎木哲朗氏の「賈誼の太子教育論と西漢儒家」(中国——社会と文化六)に詳しい。

(31) 『淮南子』を楚文化圏の著作として楚帛書や『楚辭』とともに考証する立場は蔡靖泉氏の『楚文学史』(湖北教育出版社)に於て既に見られる。氏は『山海經』や『莊子』なども考証の枠組みに入れて楚神話を論じておられる。

参考文献(ただし注に示したものは除く)

- ・池田知久「淮南子の成立」(東方学五十九)
- ・薄井俊二「始皇帝の「郡県」「封建」論議をめぐつて——始皇帝の政治方針と秦の朝廷——」(埼玉大学紀要教育学部(人文社会科学)第四十六卷第一号)
- ・薄井俊二「恵帝の即位(その一・二)」(埼玉大学紀要教育学部四十一・一二)
- ・金谷 治「淮南子の思想」(講談社学術文庫)
- ・金谷 治「漢初儒生の活動(一)——賈誼と賈山と經典学者たち——」(『秦漢思想史研究』第三章第三節)
- ・金谷 治「賈誼の賦について」(『秦漢思想史研究』附録)
- ・斎木哲郎「陸賈と『新語』——その儒家思想史における位置

づけ——」(『栗原圭介博士頌寿記念東洋学論集』)

・澤口剛雄「賈誼」(『東京大学中国哲学研究室編『中国の思想家(上)』勁草書房』)

・中村充一「秦の公子」(『アジア諸民族における社会と文化岡本敬二先生退官記念論集』国書刊行会)

・西嶋定生『秦漢帝国——中国古代帝国の興亡——』(『講談社学術文庫』)

・布目潮風「前漢の諸侯王に関する二三の考察」(『西京大学学術報告・人文三』)

・町田三郎『秦漢思想史の研究』(創文社)

・初山 明『秦の始皇帝』(白帝社)

・吉川幸次郎『漢の武帝』(岩波新書)

*本稿は平成十一年度中国四国地区中国学会(於香川大学)に於て口頭発表したものに加筆修正したものである。